

新型コロナウイルス感染症防止マニュアル

気仙沼市立 鹿折小学校

1 日常の児童の感染予防策の徹底(保護者への要請事項)

- (1) 保護者に対して、次に掲げる児童の管理及び速やかな報告を要請する。
- ① 毎朝・晩の検温と健康観察を徹底する。
 - ② 検温結果を「健康観察カード」へ記入し、学校へ提出する。
 - ③ 体温が高いとき、息苦しさや強いだるさがある場合には欠席させる。
(校長の判断・指示で出席停止とする。)
 - ④ かぜ症状がある場合(発熱、長引く咳、強いだるさ、息苦しさ、味覚・嗅覚の異状等)には登校を自粛する。
 - ⑤ 児童が校内で体調不良を訴えたり 37.5℃以上の発熱(平熱を考慮)があったりして、早退の連絡を受けた時は、学校に迎えに行く。
 - ⑥ 家庭でマスクを準備する。
 - ⑦ 以下のいずれかに該当する場合には、学校への連絡及び新型コロナウイルス感染症専用窓口(※1)へすぐに相談する。
 - ア 息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状がある場合
 - イ 重症化しやすい人で発熱やせきなど比較的軽いかぜの症状がある場合
 - ウ 重症化しやすい人でなくても発熱やせきなど比較的軽いかぜの症状が4日以上続く場合
 - ⑧ 新型コロナウイルス感染症の検査の状況や、診断結果について学校へ速やかに報告する。

2 教職員の感染予防の徹底(個人への要請事項)

- (1) 教職員に対して、次に掲げる自己管理及び速やかな報告を要請する。
- ① 検温を徹底し、記録する。
 - ② 発熱などのかぜ症状がある場合は、管理職へ連絡し自宅で待機する。
 - ③ 以下のいずれかに該当する場合には、管理職へ連絡し新型コロナウイルス感染症専用窓口(※1)へ問い合わせる。
 - ア 息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状がある場合
 - イ 重症化しやすい人で発熱やせきなど比較的軽いかぜの症状がある場合
 - ウ 重症化しやすい人でなくても発熱やせきなど比較的軽いかぜの症状が4日以上続く場合
 - ④ 新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果についての学校への速やかな報告

※1 新型コロナウイルス感染症専用窓口

宮城県健康電話相談窓口(コールセンター)

TEL 022-211-3883(土・日・祝日を含む24時間対応)

022-211-2882(土・日・祝日を含む24時間対応)

電話での相談が難しい場合

Eメール sodan-corona@pref.miyagi.lg.jp

3 校内での感染予防策

- (1) 児童・教職員に対して、次に掲げる感染予防策を徹底させる。
- ① 登校・出勤時に石けんによる手洗いまたはアルコール手指消毒を行う。
 - ② 原則、校内ではマスクを着用する。
体育の授業でも、マスクは着用する。ただし児童間の距離を十分にとることができれば、マスクの着用は不要とする。(文科省からの通知のとおり)
 - ③ 休み時間の手洗いを徹底する。
 - ④ 教室では、1～2m座席を離す。
 - ⑤ 教室では、扉や窓(上下)を常時開けて換気をよくしておく。
 - ⑥ 給食前の、配膳台と机の消毒(アルコールまたは次亜塩素酸を使用する)、全員のアルコール手指消毒と、給食当番の健康チェックを徹底する。(従来どおり)
 - ⑦ 給食は、班を作らずに全員前を向いて喫食する。できるだけ話をしないように指導する。
 - ⑧ 清掃終了後には手洗いとアルコール手指消毒を徹底する。
 - ⑨ 帰りの会後に、アルコール消毒液等で教室内、トイレ、施設・設備等を消毒する。
 - ⑩ 下校、退勤時に、石けんによる手洗いまたはアルコール手指消毒を行う。
 - ⑪ 来校者は名簿へ氏名・来校時間を記入し、マスクを着用する。
 - ⑫ 通常の清掃に加えて、出入口、スイッチ等よく触れるところを拭き取り清掃して消毒する。

4 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

- (1) 感染者発生の把握、報告及び周知
- ① 感染者が確認された場合には、速やかに気仙沼市教育委員会(学校教育課長に直接 ※2)、気仙沼保健福祉事務所(気仙沼保健所 ※3)に報告し、対応について指導を受ける。また、教職員に対しては校内で感染者が確認されたことを周知するとともに、1・2・3に掲げる感染予防策を改めて周知徹底する。
 - ② 感染者の個人情報等に関することについての情報管理を徹底し、絶対に非難や差別等につながるような指示を徹底する。
 - ③ 感染者に関する情報提供は、県及び市からとし、学校からの提供は絶対に行わない。

※2 気仙沼市教育委員会学校教育課長 22-3441

※3 気仙沼保健福祉事務所(気仙沼保健所) 22-6661

(2) 濃厚接触者の確定及び対応

- ① 保健所の調査に協力し、感染拡大防止のため、速やかに濃厚接触者と見込まれる児童・教職員を自宅に待機させる。
- ② 濃厚接触者と見込まれる児童及びその保護者には、この事案の守秘の徹底を要請する。教職員には守秘義務を徹底するよう指示する。特に、SNSでの情報提供は禁止する。
- ③ 保健所が濃厚接触者と確定した児童・教職員に対し、必要に応じPCR検査の受検あるいは感染者との最終接触から14日間の健康観察を行う必要があることから、保健所の指示に従う。
- ④ 濃厚接触者と確定された児童・教職員に対し、発熱または呼吸器症状(軽傷の場合も含む。)を呈した場合には、保健所に連絡してPCR検査を受検するよう促し、速やかにその結果を報告させる。得た結果は、速やかに気仙沼市教育委員会(学校教育課長に直接)に報告し、その後の指導を受ける。

5 感染者、濃厚接触者以外の児童・教職員の対応

- (1) 感染者、濃厚接触者以外の児童・教職員の対応は、宮城県、気仙沼市、気仙沼市教育委員会の指示によるものとする。
- (2) 臨時休業となった場合、学校からのメールやホームページをとおして、1・2に掲げる感染予防策を改めて周知徹底する。

6 施設設備等の消毒

- (1) 保健所が必要と判断した場合には、校内の消毒を行う。
- (2) 消毒は保健所の指示で行う。

7 学校の再開

- (1) 学校の再開は、気仙沼市教育委員会の指示による。
- (2) 学校再開前に、必要に応じて感染予防策を見直すとともに、その対策を徹底する。
- (3) 感染者、濃厚接触者とされた児童・教職員の心のケアには十分に配慮するとともに、必要に応じては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの緊急派遣を依頼する。
- (4) 感染者、濃厚接触者とされた児童・教職員が不利益を被ったり、非難や差別等をされたりしていないか等注視する。必要に応じては、関係機関と相談し厳しくその対応にあたる。
- (5) 臨時休業分の授業の遅れを解消するために、各教科・領域の年間指導計画を修正するとともに、授業時数確保のための行事の精選などを行い、児童が不利益を被らないよう対応する。

PCR検査 相談の目安

NHK

これまで



- かせ症状や
37.5度以上の発熱
4日以上
- 強いだるさや息苦しさ



新たな目安



- 息苦しさや強いだるさ
高熱など強い症状
すぐに相談
- 比較的軽いかぜの症状
4日以上続く場合
必ず相談

NHK

緊急性の高い症状 (厚生労働省が公表)



表情・外見

- 顔色が明らかに悪い
- 唇が紫色になっている
- いつもと違う様子がおかしい



息苦しさなど

- 息が荒くなった(呼吸数が多くなった)
- 急に息苦しくなった
- 生活をしていて少し動くと息苦しい
- 胸の痛みがある
- 横になれない座らないと息が出来ない
- 肩で息をしている
- 突然(2時間以内を目安)ゼーゼーしはじめた



意識障害など

- ぼんやりしている(反応が弱い)
- もうろうとしている(返事がない)
- 脈がとぶ 脈のリズムが乱れる感じがする